

欧州委員会司法総局長から
個人情報保護委員会事務局長への書簡（抄）（仮訳）

2018年6月15日

双方の交渉チームの対話をふまえ、喜んで次の点を明確にしたい。

「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令 95/46/EC の廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）」の性質及び法的効力に関して、貴官から質問を受けた。

一次法（すなわち憲法ランク）の規定とされている「欧州連合の機能に関する条約」第 288 条によれば、EU 法に基づく全ての規則と同様に、GDPR は“全条項に法的拘束力があり、かつ全加盟国において直接適用可能”となる。全く同一の表現は、GDPR 第 99 条において再現されている。

これには二つの意味合いがある。

まず一つとして、欧州連合加盟国においては、実施命令や実施細則といった国内措置（直接適用の原則）を講ずる必要はなく、規則は自動的に適用されることになる。言い換えれば、加盟国では、自国内の法秩序において、規則に効力を持たせるための国内法は必要とされていない¹。

第二に、規則は直接的に権利と責任を生み出し、それは各国の機関（各国の裁判所を含む）が執行と保護の義務を負うものである。

特に、これは規則の下で権利を享受する個人が、各国の裁判所で、公的機関及び他の法人又は自然人を訴える際に、それらの権利と責任について行使できることを意味する²。

最後に、GDPRはいわゆる“EEA関連の文書”であるため、同様の原則や要件がアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーにも適用される（規則のタイトル直下の引用を参照）。これは、欧州経済領域（EEA）、すなわちEU加盟国28か国と上記3か国の全ての国に適用可能であることを意味する。

¹ 規則のこの重要な特徴は、欧州司法裁判所の豊富な判例法によって確認され、発展してきている。例えば、次を参照 Case 39/72 Commission v Italy [1973] ECR 101, para 17, Case 34/73 Fratelli Variola v. Amministrazione delle Finanze dello Stato [1973] ECR 981, para 10, and Case 94/77 Zerbone v. Amministrazione delle Finanze dello Stato [1978] ECR 99, para 23.

² 例えば、次を参照 Case 34/73 Fratelli Variola v. Amministrazione delle Finanze dello Stato, para 8, Case C-379/04 Dahms v Fränkischer Weinbauverband [2005] ECR I-82723, para 13, and Case C-253/00 Muñoz and Superior Fruiticola [2002] ECR I-7289, para.

あなたは、GDPR 第 10 条の範囲に関する更なる情報についても受領を求めています。

GDPR 第 10 条は、有罪判決及び犯罪行為に関する個人データの取扱いを規律している。当該条文の表題及び本文の双方で「に関する (relating)」の用語を使用することで特に示唆しているように、本規定によってカバーしている「有罪判決及び犯罪行為又は保護措置と関連する個人データの取扱い (processing of personal data relating to criminal convictions and offences or related security measures)」は、犯罪の加害者の個人データだけでなく、容疑者、被害者又は目撃者のような犯罪行為を犯したことにより影響を受けた及び/又は関連する主体のデータの他の種類にも関連する。

このレターがあなた方に必要な情報を提供するものとなることを信じる。